

アイ・ペアーズ株式会社 第2回社債募集要項

1. 会社の商号 アイ・ペアーズ株式会社
2. 募集総額 金5,000,000円
3. 社債の種類 無担保利付少数私募債 但し、債券不発行
4. 社債の金額 金100,000円
5. 社債の利率 年2.0%

6. 社債の償還方法及び期限

元金は令和6年8月31日にその全額を償還する。

7. 利息の支払方法及び期限

利息は社債発行日の翌日から償還期日又は解約日までこれをつけ、毎年8月31日の年1回経過分を社債権者名義の預金口座に振替の方法により支払う。但し、1年に満たざるときは日割計算とする。償還期日後又は解約日後は利息をつけない。

8. 中途解約

社債権者は、取締役会の承認を受けた上で、償還期日前に所有の社債全部を解約換金することができる。

9. 第三者への譲渡

社債権者は、所有する社債を第三者に譲渡するときは、その全部を一括して一人に譲渡する場合以外の譲渡はできないものとする。満期日前に所有の全部を第三者に売却譲渡する場合は、事前に取締役会の承認を受けるものとする。譲渡価格は利息の附される経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。

10. 社債申込期限

令和3年8月25日とする。但し、申込額が募集額に達したときは期間中であっても、申込を締め切ることができる。

1 1. 払込金額 当社が割り当てた社債の額

1 2. 払込期日（社債発行日） 令和3年8月31日

1 3. 払込口座

三菱東京UFJ銀行 西池袋支店

普通預金 0209168

口座名義人 アイ・ペアーズ株式会社 代表取締役 伊藤 衛

1 4. 募集方法

直接募集とする。但し、令和3年8月25日までに申し込み額が募集総額に満たなかった場合は、全部の社債を発行しないことがある。また、応募が超過したときは、適宜2.の額を増額するか、または申込みのあった数よりも少ない数で割り当てるものとする。

1 5. 共有の申込み

社債は二以上の者で共有する申込みができる。その場合は、共有者の中から代表者を定め当社に通知するものとする。

1 6. 社債元利請求権の時効

社債の償還請求権は10年を経過するときは時効に因って消滅する。利息の請求権は5年を経過するときは時効に因って消滅する。

令和3年8月1日

東京都新宿区高田馬場4-3-7 KSビルB1F

アイ・ペアーズ株式会社 代表取締役 伊藤 衛